

建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の許可基準

第1章 総 則

(目的)

第1条 本基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第6項の規定に基づく許可について安全上、防火上及び衛生上の必要最低限の事項を定め、適切な運用を図ることを目的とする。なお、仮設建築物は使用目的及び計画建築物の敷地の状況が異なることから、本基準を満足するだけでなく、周囲への影響にも配慮した建築計画とするよう努めること。

(適用の対象)

第2条 本基準の適用対象建築物は、次の表（い）欄に掲げる用途及びこれらに類する建築物とし、その存置期間は（ろ）欄に掲げるものとする。

（い）仮設建築物の用途	（ろ）存置期間
興行場、博覧会建築物等	興行等に必要と認める期間
店舗等	建替工事に必要な期間
校舎、園舎	建替工事に必要な期間
展示用住宅 展示用住宅管理棟	1年間
分譲マンション等の販売のための モデルルーム	1年間
現場事務所、寄宿舍	本工事の施工上必要な期間
郵便法の規定により行う郵便の 業務の用に供する施設 税務署	夏季及び年末年始で必要な期間
選挙用事務所	公示日3か月前から投票日後1か月以内
その他これらに類するもの	1年間

第2章 構造等の基準

(階数)

第3条 計画建築物は、階数を2以下とすること。

(屋根)

第4条 計画建築物の屋根は、法第22条第1項に規定する構造とすること。

(耐火建築物等)

第5条 法第27条に規定する特殊建築物は、外壁及び軒裏を防火構造としなければならない。

2 防火地域内においては、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部は防火戸その他の防火設備とすること。

3 準防火地域内においては、延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物は、延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏を防火構造とし、その開口部は防火戸その他の防火設備とすること。

(区画)

第6条 建築物で延べ面積が1,500平方メートルを超えるものは、床面積の合計が1,500平方メートル以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画すること。

(内装制限)

第7条 火を使用する設備又は器具を設けた室は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。

(避難通路)

第8条 建築物の主要な出口から道路又は公園、広場その他の空地に通ずる避難上有効な通路を設けること。

(基礎)

第9条 基礎は、鉄筋コンクリート造の布基礎とすること。

(低層住居専用地域における条件の付加)

第10条 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域においては、原則として法第54条、法第55条、法第56条の2及び法第58条の規定に適合すること。

(駐車場)

第11条 計画建築物に必要となる駐車場を確保すること。

(その他の特例)

第12条 本基準に適合しない事項について、安全上、防火上及び衛生上、本基準と同等以上に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

附 則

この基準は平成6年10月1日より施行する。

附 則

この基準は平成8年5月10日より施行する。

附 則

この基準は平成15年5月26日より施行する。

附 則

この基準は平成18年3月8日より施行する。

附 則

この基準は平成19年3月28日より施行する。

附 則

この基準は平成19年10月25日より施行する。

附 則

この基準は平成27年9月1日より施行する。

附 則

この基準は令和4年6月29日より施行する。